

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年10月3日

鳥取県知事 平井伸治

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

鳥取県空山無線中継所外高所カメラ設置委託業務 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の期間

契約締結日から令和7年1月31日まで

(4) 入札方法

入札は紙入札により行うものであること。

契約に当たっては入札金額をもって契約金額とするので、入札金額は消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額とすること（消費税不課税、非課税のものを除く。）。併せて、課税事業者にあつては内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が「電気通信機器類」の「電気通信機器」に、登録されている者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

3 契約担当部局

鳥取県危機管理部危機対策・情報課

4 入札手続等

(1) 入札の手続に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県危機管理部危機対策・情報課

電話 0857-26-7788

電子メール kikitaissaku-jouhou@pref.tottori.lg.jp

(2) 業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目271

鳥取県危機管理部危機対策・情報課 情報システム管理担当

(3) 入札説明書等の交付方法

令和6年10月3日（木）から同月16日（水）までの間にインターネットのホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/kiki.jouhou/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和6年10月3日（木）から同月16日（水）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年

法律第 178 号) に規定する休日を除く。) の午前 9 時から午後 5 時までとする。

イ 交付場所

(1) 同じ

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和 6 年 10 月 25 日(金)午前 10 時。即時開札。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月 24 日(木)午後 5 時とする。

イ 場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 271
鳥取県第二庁舎 4 階第 28 会議室

5 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札に参加を希望する者は、6 の事前提出物を作成の上、郵便等又は持参により 4 の(1)の場所に令和 6 年 10 月 16 日(水)午後 5 時までに提出すること。

(2) 入札者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された事前提出物は返却しない。

また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

6 事前提出物

事前提出物は次のとおりとし、提出部数は各 1 部とする。

・入札参加資格確認書(様式第 1 号)

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。)第 113 条第 1 項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 4 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

8 その他

(1) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。